

《コロナウイルス感染拡大に影響を受ける事業者向けの補助金・給付金等》

(R02.10.14)

| 所管 | 種別 | 給付額(支給額) | 対象者及び対象期間 | 主な要件 | 申請・手続方法 | スケジュール | 問合せ先およびHP |
|----|--|---|--|--|---|--|--|
| 国 | ① 持続化給付金(全業種) | 法人：上限200万円 個人：上限100万円 【計算方法】 給付額=前年の総売上(事業収入)－(対象月の月間事業収入×12) | 【対象者】 ・中小法人 ・個人事業者 【対象期間】 令和2年1月～12月 | ・2019年の年間事業収入から、月間事業収入が前年同月比50%以下となる月(任意で選択可)の月間事業収入に12を乗じて得た金額から、法人には200万円、個人には100万円を上限に国から支給される ※ 白色申告の場合は、2019年の総売上(事業収入)÷12が基準売上となる | 1. 原則、Web申請(PC、スマホ) 2. Web申請ができない申請者は、「申請サポート会場」への往訪 長崎市中町1-26 NAGASAKI中町ビル4F 要:電話にて往訪予約 ※予約日にサポート会場(会議所)に行き申請する 電話番号 0120-279-292 受付時間 8:30～19:00(土曜日・祝日を除く) ※一度給付を受けた者は再度の給付申請は不可 | ・申請受付期間 令和2年5月1日(金)～ 令和3年1月15日(金)まで ・給付 書類等に不備が無ければ申請後、通常2週間程度(登録の銀行口座に振込) ・申請受付期間 令和2年7月14日(火)～ 令和3年1月15日(金)まで | ・持続化給付金相談窓口 相談ダイヤル0120-279-292 土曜日・祝日を除く 日曜～金曜日 8:30～19:00 ・電子申請ホームページ https://ijizokuka-kyufu.go.jp/ ・家賃支援給付金 コールセンター Tel0120-653-930 (土・祝日を除く 8:30～19:00) |
| | ② 家賃支援給付金(全業種) | 法人：上限600万円 個人：上限300万円 【計算方法】 給付額=直近1カ月の支払賃料(月額)を基にした算定給付額(月額)の6倍 | ・中小法人 ・個人事業者 【対象期間】 令和2年1月～12月 | 次の①②③すべてを満たす事業者 ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者 ②5月～12月の売上高において前年の同じ月と比較して1ヵ月で売上が50%以上減少した事業者。 または、前年の同じ期間の合計と比較して連続する3ヵ月の売上の合計が30%以上減少した事業者。 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い | 1. Web申請(PC、スマホ) 2. 申請サポート会場で申請(Web又は電話による完全予約制) | 《長崎県よろず支援拠点 対策室》 電話095-895-8088 (月～金 9:00～17:00) 《申請支援の開催場所》 ① 平戸商工会議所…12月2日(水) ② 平戸市未来創造館…10月7日(水)、11月4日(水) ③ 田平町民センター…10月16日(金)、11月20日(金)、12月18日(金) (対応時間枠) ※ 要:予約 10:00～11:00 11:15～12:15 | (申請サポート会場) ・ホテルニュー長崎 ・ホテルシーサイド島原 ・佐世保市産業支援センター |
| | ③ 雇用調整助成金特例措置(全業種) | *対象労働者1人1日当たり=上限額15,000円 解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業者の場合 助成率：中小企業10/10 | ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) ・既に支給した方や申請済みの方にも適用可 | ・コロナ感染症の影響を受け、最近1ヵ月の売上が前年同月比で5%以上低下した事業主。 ・雇用保険の適用事業主であること。 ・支給のため調査に協力すること。 ・申請期間内に申請を行なうこと。 ・支給限度日数(原則)…1年間で100日分 3年間で150日分 | ・公共職業安定所(ハローワーク)の助成金窓口で受付。 ・支給対象期間の末日の翌日から2ヵ月以内に申請する必要がある。 緊急対応期間中に実施した休業などは、この支給限 | ・特例措置の期間 令和2年4月1日～ 令和2年12月31日まで | ・雇用調整助成金コールセンター 電話番号 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む ・江迎公共職業安定所 電話番号 0950-66-3131 |
| | ④ 小規模事業者持続化補助金<一般型>(全業種) | 補助上限額：50万円 *共同申請など一部上限引上げあり 補助率 2/3 | 小規模事業者 | ・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路拡大に取り組む。 | ・郵送 ・電子申請 | ・第4回受付締切り 令和3年2月5日(金) *郵送：締切日当日消印有効 令和3年度以降については別途案内あり。 | ・補助金ホットライン電話相談受付時間 平日:10:00～12:00 13:00～17:00 電話番号 03-6822-5976 |
| | ⑤ 「事業再開支援パッケージ」による定額補助(事業再開枠)(業種指定あり右記□枠内19業種) | 補助上限額：50万円(ただし、今般の交付決定額を上限とする) 補助率：定額補助 | 持続化補助金<一般型>採択者 | 業種別ガイドラインに基づいた取組に係る経費を補助(最大50万円)する制度が創設され、同補助金(一般型)採択ののち交付決定された補助事業者が追加で申請可能となったもの | ・補助事業者からの別途申請による 1.劇場、観覧場、映画館、園芸場2.集会場、公会堂3.体育館、水泳場、ホーリング場、運動施設、遊技場4.博物館、美術館、図書館5.自動車教習所、学習塾6.インフラ運営7.飲食料品供給8.食堂、喫茶店、レストラン9.生活必需物資供給10.生活必需サービス11.ごみ処理12.冠婚葬祭13.旅行14.金融15.物流・運送16.製造業全般17.オフィス事務全般18.企業活動、治安 | ・期限：令和2年10月30日(金)まで | ・内閣官房「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」一覧 https://corona.go.jp/ |

| 所管 | 種別 | 給付額(支給額) | 対象者及び対象期間 | 主な要件 | 申請・手続方法 | スケジュール | 問合せ先およびHP |
|----|----|----------|-----------|------|---------|--------|-----------|
|----|----|----------|-----------|------|---------|--------|-----------|

| | | | | | | | | |
|---|---|------------------------------|--|---|--|--|--|--|
| 国 | ⑥ | 「Go To Eat キャンペーン長崎」食事券(飲食業) | <p>(利用顧客側)</p> <p>1. プレミアム付食事券発行事業 ・食事券1冊…10,000円 (1,000円券×10枚→計10枚綴) ・販売価格…8,000円(プレミアム分=2,000円付加) 1回当たりの購入上限…20,000円(1人当たりの購入回数や利用制限無し)</p> <p>2. オンライン飲食予約 ・オンライン飲食予約サイト経由で期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に飲食店で使用できるポイントを付与する。 ・昼食時間帯は500円分 ・夕食時間帯(15:00～)は1,000円分を付与。 ・ポイント付与の上限は、1回の予約当たり10人分(最大10,000円分のポイント) ※当該キャンペーンを利用する場合は、付与ポイント以上の飲食が必要。</p> | <p>(事業所側)</p> <p>・公募により加盟店として登録された飲食店 ・当該飲食店のその場で飲食させる事業所(食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビアホール、喫茶店、オセチックバー等)</p> | <p>(事業所側)-加盟店登録資格</p> <p>①日本標準産業分類の中分類「76飲食店」に分類される飲食店。 店内飲食をメインとしないもの(宅配ピザ屋等のデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗=キッチンカー、カラオケ等のサービスの提供をメインとする店舗等)は対象外。 ②「接待飲食等営業」及び「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていない業者。 キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)は対象外。</p> | <p>(利用顧客側)</p> <p>1. ローン店舗内端末Loppiにて引換券を発券後レジにて購入する方法(10/29から) (1)スマホ又はPCから「Go To Eat キャンペーン長崎」公式HPへアクセス (2)「ローンチケット」のサイトへログインし必要事項入力・予約番号発番 (3)ローン店舗内Loppiに予約番号入力・引換券発行 (4)レジで代金支払い、食事券受取</p> <p>2. 郵送代引きによる購入方法(10/29から) (1)スマホ又はPCから「Go To Eat キャンペーン長崎」公式HPへアクセス (2)自宅受取サービス申込フォーム(有料)に必要な事項入力・送信 (3)後日、郵便局員が自宅に代引により食事券受取 (要:送料・代引手数料:但し平戸市は無料) 3. スマホやPCからのオンライン予約が不可の場合 Go To Eat キャンペーン長崎事務局コールセンター(Tel.0570-044-123)での電話予約受付(10/29から)</p> | <p>(利用顧客側)</p> <p>食事券販売期間 令和2年10月29日(木)00:00～ 令和3年1月31日(日)23:59</p> <p>食事券利用期間 令和2年10月29日(木) 令和3年3月31日(水)</p> <p>(事業所側)</p> <p>登録期間 令和2年10月12日(月)10:00～ 令和3年1月31日(日)23:59</p> | <p>Go To Eat キャンペーン長崎事務局 加盟店用コールセンター Tel.095-824-2455 コールセンター Tel.0570-044123 メールアドレス: gotoeat_ngs@jtb.com 受付時間 平日 午前10時～午後5時まで (土日祝、12/28～1/3 休業)</p> <p>オンライン飲食予約サイト事業への登録 (URL:https://gotoeat.maff.go.jp/business_person/) 専用コールセンター Tel.0570-029-200 受付時間 平日 午前10時～午後7時まで (土日祝含む) ※12/29～1/3 は休業</p> <p>Go To Travel事業の地域共通クーポン取扱店舗(飲食店)の登録 (URL:https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/) 専用コールセンター Tel.0570-017-345 受付時間 平日 午前10時～午後7時まで ※年中無休</p> |
| | ⑦ | Go To Travel事業(宿泊・飲食・旅行者等) | <p>(利用顧客側)</p> <p>・国内旅行を対象に、宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引。加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与する。 ・国の支援額(旅行代金+地域共通クーポン)は1人1泊当たり2万円が上限(日帰り旅行については10,000円が上限)。 ・利用上限回数…期間中、上限回数制限無し。</p> | <p>予約期間 令和2年7月30日(木)10:00～ 令和3年1月31日(日)23:59まで</p> <p>宿泊対象期間 令和2年7月30日(木)チェックイン～ 令和3年2月1日(月)チェックアウト</p> | <p>(事業所側)宿泊事業者・旅行者等参加登録申請の際の参加条件 ・チェックイン時の直接対面回避、検温、本人確認 ・共用施設利用時の人数・時間制限、3密対策 ・共用スペース等の消毒・換気の徹底 ・参加条件の対外公表 ・若者・高齢者の団体旅行、大宴会等は控えることが望ましい。 ※参加条件が満たされない場合登録取消し(利用顧客側) ・検温・体調チェック、接触確認アプリの活用 ・3密の場・施設利用、大声等の回避 ・施設事業所からの指示に協力 ※協力しない場合、キャンペーン利用を認めない</p> | <p>【地域共通クーポンの概要】</p> <p>1. 紙クーポン ・発行券種…券種1,000円 ・利用エリア…旅行・宿泊業者でスタンプ押印 ・有効期間…旅行・宿泊業者で記入 ・本券…事務局に郵送して精算</p> <p>2. 電子クーポン ・発行券種…券種1,000円、2,000円、5,000円 ・発行手順…①受取ページへのログイン ②発行したい券種の選択、③クーポン発行 ④取扱店舗のQRコード読み取り、 ⑤店舗に提示し決済確認</p> <p>3. 有効期間 ・宿泊旅行…宿泊日及びその翌日 ・日帰り旅行…旅行の当日 ※当制度開始日(10/1)以降に開始する旅行が対象</p> | <p>4. 利用エリア ・宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県</p> <p>5. 配布方法 ①旅行者等からの購入 店頭販売時:紙クーポンで旅行者等が旅行者に配布する。 Web販売時:紙クーポンは宿泊施設、電子クーポンは事務局から配布する ②宿泊施設からの購入 紙クーポンで宿泊施設が配布する 6. 飲食店舗の参加条件 Go To Eat のキャンペーン事業の対象となる飲食店は、同事業の登録を受けていること。</p> | <p>Go To Travel事務局 コールセンター Tel.0570-017-345 10:00～19:00 年中無休 Tel.03-6747-3986 10:00～19:00 年中無休</p> <p>(地域共通クーポン取扱店舗-登録申請) ▼事業者向けサイト https://biz.goto.jata-net.or.jp/ 郵送:東京都港区西新橋1-24-14 「Go To Travel事業地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」 〒105-0003 ▼旅行者向けサイト https://goto.jata-net.or.jp/</p> |

| 所管 | 種別 | 給付額(支給額) | 対象者及び対象期間 | 主な要件 | 申請・手続方法 | スケジュール | 問合せ先およびHP |
|----|----|---------------|-----------|--------------------|---------|--------|-----------|
| | | 補助額50万円～120万円 | ・食品製造業者等で | ・次に掲げる事項に着目した事業計画を | ・申請書提出 | ・募集期間 | ・長崎県産業労働部 |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|---|---|---|
| 県 | ① | 長崎県食料品製造業 ニュースタイル事業費補助金 (食品製造業者等) | 補助率：3/4 | 1年以上の実績をもつ 事業者 ・従業員が20名以下の 小規模食料品製造業者 | 策定すること 1. 新型コロナウイルス感染前の売上高 に回復できるか 2. コロナ禍においても成長可能な販路 拡大に取り組むことが出来るか | ※審査会の意見を参考に採択する | 令和2年9月28日(月)～ 令和2年10月22日(木)まで ・事業実施期間 令和3年2月28日(日)まで | 企業振興課 産地振興班 (長崎市尾上町3-1) 電話番号 095-895-2637 FAX番号 095-895-2544 |
| | ② | 長崎県新しい生活様式 対応支援補助金 (卸売、小売、飲食、 宿泊、交通・運送、事務所、 学校技能、運動、娯楽、生 活関連サービス、自動車 整備・修理、機械等修理、 各種清掃) | 1事業者あたり10万円以内 補助率：10/10 ※消費税は補助対象外 ※店舗数に関わらず10万円 を上限とした支援で、1事 業者あたり1回限りの申請 ・10万円を満たさない場合 は再申請可能。 | ・卸売、小売、飲食、 宿泊、交通・運送、 事務所、学校技能、 運動、娯楽、生活関連 サービス、その他 詳細は別途一覧表あり (対象外業種：農林水産 建設、製造、情報通信 医療福祉、公営事業) | ・令和2年4月1日以降に着手(契約・ 発注)した取組に必要な経費で、令和2年 4月1日から令和2年10月30日までに請 求・支払行為が完了したもの | 申請書類の提出先 ※「簡易書留」または「レターパッ ク」により郵送 〒850-8690 長崎中央郵便局私書箱第120号 長崎県新しい生活様式対応支援補助金 申請受付センター 宛 申請書類の入手方法 ①長崎県庁WEBからダウンロード (「長崎県 新しい生活 補助金」 にて検索) ②県庁ロビー、最寄の県振興局、 市町役所、商工会議所、 商工会等の窓口 | ・申請受付期間 令和2年6月15日(月)～ 令和2年10月30日(金)まで (当日消印有効) ・事業実施期間 令和2年4月1日(水)～ 令和2年10月30日(金)まで | 長崎県新しい生活様式対応支援補助金 申請受付センター(コールセンター) 電話番号 0120-853-258 開設期間 令和2年6月15日(月)～ 令和2年10月30日(金) 9:00～17:00(毎日) |
| | ③ | 飲食店向け新しい生活 様式対応支援補助金 (飲食業) | 1事業者あたり上限200万円 (下限額30万円) 補助率：9/10以内 ※消費税は補助対象外 ※店舗数に関わらず、1事 業者あたり1回限りの申請 | ・交付決定日以降に着手 (契約・発注)した経費で 令和3年2月26日までに 請求・支払行為が完了し たもの ・換気設備の導入により 、原則として対象室内の 必要換気量 (一人あたり毎時30m ³)を 満たすもの | ・飲食店を経営する中小企業・小規模事 業者で、換気設備(窓、換気扇、換気ダク ト等)の更新・増設・新設に必要な経費を 支援する (対象外の飲食店) ・宿泊施設と一体となった飲食店 ・テイクアウト(含む移動販売店) ・店舗内において飲食サービスを提 供しない飲食店 | 申請書類の提出先 ※「簡易書留」または「レターパッ ク」により郵送 〒850-8570 長崎県産業労働部 産業政策化課 飲食店向け新しい生活様式対応支援 補助金窓口 宛 (長崎市尾上町3-1) 電話番号 095-895-2637 申請書類の入手方法 長崎県庁WEBからダウンロード (「長崎県 飲食店向け新しい生活 補助金」にて検索) | ・申請書提出期間 令和2年8月25日(火)～ 令和2年10月30日(金)まで (当日消印有効) | 長崎県産業労働部 産業政策化課 電話番号 095-895-2615 |
| | ④ | 採用力向上推進 事業による支援 (全業種) | ①コンサルティング等による生産 性・付加価値向上、販路拡 大を通じた採用力強化費用 ②就業環境改善等によるコ ンサルティング費用 ③民間有料求人広告掲載料 ・広告作成料 ④その他採用に要する経費 として知事が認めるもの ①及び②…30万円 ③及び④…10万円 上限30万円 | 求人・採用面で苦慮し ている事業者 (常用雇用者30人未満) | ・企業情報登録、採用結果報告、求人情 報の登録があること | 申し込み方法は次へ連絡 長崎県 雇用労働政策課 産業人材対 策班(担当:佐々木、森田氏) | 予算消化次第終了 | 長崎県 雇用労働政策課 産業人材対 策班(担当:佐々木、森田氏) 平戸商工会議所 電話番号 0950-22-3131 |

| 所管 | 種別 | 給付額(支給額) | 対象者及び対象期間 | 主な要件 | 申請・手続方法 | スケジュール | 問合せ先およびHP |
|----|----|-----------------------------|-----------------------------|---|--|-------------------------------|-----------------------------|
| | | 補助上限額：最大100万円 補助率：9/10以内 | 旅館業法の「旅館・ホテル 営業」又は「簡易宿所営 | 衛生面の改善に繋がる「除菌装置」、 「次亜塩素酸ナトリウム噴霧器」や水際 対策に繋がる | ①事業計画書(県指定用紙)を作成の上 長崎県観光振興課あてメールにて提出。 | 必要書類が整い次第随時受付。 予算終了次第終了する。 | 長崎県文化観光国際部 観光振興課 観光産業振興班 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県 | ⑤ | 宿泊施設安全・安心・快適化促進事業 (小規模支援事業) (宿泊業) | (「クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金」と併用の場合) 「クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金」旅館・ホテル業を対象に衛生備品購入に要する経費の補助で166千円以内の範囲で補助率15/100以内の | 業」の許可を受けている施設を有する中小企業者 令和2年5月1日以降に購入した物品・備品 | 「非接触型体温計」や「サーモグラフィ」など、安全安心快適化に繋がる取組に必要な「備品」の購入費用を対象経費とする。但し、アルコール消毒液などの消耗品購入は対象外とする。 小規模支援事業単体での補助金範囲は、5万円以上83万3千円(3/4)以内とする。 | 提出アドレス: kaiteki@pref.nagasaki.lg.jp ②県にて事前審査。アドバイザー-団体へ診断・助言依頼。 ③アドバイザー-団体から県に対して診断・助言結果を踏まえた「確認書」が送付。 ④「確認書」を受け、県から事業者へ「補助金交付申請書」の提出依頼。 ⑤県が申請書受領後、審査の上交付決定 ⑥交付決定後、事業着手。 ⑦事業完了、実績報告書の提出。 ⑧県にて実績報告審査後、確定通知書の送付 ⑨確定通知書受領→県へ交付請求書→指定口座へ振り込み | 〒850-8570 (長崎市尾上町3-1) 電話番号 095-895-2644 提出アドレス: kaiteki@pref.nagasaki.lg.jp |
| | ⑥ | 長崎県宿泊施設受入環境整備事業 (「下宿営業」を除く宿泊業) | 1. 宿泊施設安全安心対策事業 補助上限額: 500万円 補助下限額: 100万円 補助率: 3/4 2. 宿泊施設グレードアップ事業 補助上限額: 1,000万円 補助下限額: 200万円 補助率: 3/4 | 旅館業法に規定する許可を受けている宿泊施設 ※下宿営業を除く 国税・地方税の滞納が無い又は猶予されている事業者 ・工事費…宿泊施設等において改修等に要する費用 ・設計費/施工管理費…上記工事にかかる設計費 施工管理費 ・設備費…機械、装置、器具、備品、その他の設備の設置・購入費 | 1. 宿泊施設安全安心対策事業 がガイドライン遵守を前提に、感染症対策を目的とした下記の施設改修等 ○施設費用 安全安心に繋がる施設改修(客室、食堂、風呂、トイレ等)/ウイルス抗菌の壁紙・再塗装/手動ドアから自動ドアへの改修/握り玉式ドアからレバー式ドアへの改修 ○設備費用 非接触チェックインの導入/換気・空調に伴う設備の導入/センサー付水道蛇口、人体センサー付照明器具への改修/客室等のドアや手すり等の抗菌化 2. 宿泊施設グレードアップ事業 「新しい旅行スタイル」に対応し、県外からの誘客や滞在促進など、今後の観光まちづくりを見据えた、宿泊施設の魅力向上による客室単価増に繋がる下記の施設の改修等 【事業条件】 R3年の客室全体の平均単価がR元年(コロナ前)より5%以上の増加 ○施設費用 ・グレードアップに繋がる施設改修(客室、食堂、風呂、トイレ等) ・ワーケーションなど長期滞在对応の為の客室改修 ○設備費用 ・客室単価に繋がる設備費用 | 1. 宿泊施設安全安心対策事業 観光振興課職員による書類内容の確認 ↓ 「長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合」による衛生面の確認 「建築の専門家」による事業期間、経費等の妥当性の確認 ↓ 上記の専門家の意見を参考に観光振興課内で採択の可否決定 2. 宿泊施設グレードアップ事業 観光振興課職員による書類内容の確認 ↓ 「建築の専門家」による事業期間、経費等の妥当性の確認 「観光の専門家」による意見聴取 ↓ 上記の専門家の意見を参考に観光振興課内で採択の可否決定 | ○10月5日(月) 事業者→県: 事業計画書受付開始 ○10月23日(金) 事業者→県: 事業計画書受付終了 ○11月上旬 県→事業者: 事業計画書採択決定 県→事業者: 審査結果通知 県→事業者: 補助金交付申請書の提出依頼 ○11月11日(水) 事業者: 事業実施 ○2月末日まで 事業者: 事業完了 ○3月中 事業者→県: 補助金実績報告書の提出 事業者→県: 補助金交付請求書の提出 県→事業者: 施工現場確認 県→事業者: 補助金の支払 |

| 所管 | 種別 | 給付額(支給額) | 対象者及び対象期間 | 主な要件 | 申請・手続方法 | スケジュール | 問合せ先およびHP |
|----|----|----------------------------------|----------------------------|---|---|--------|---|
| | | ・1店舗あたり100万円を限度 (対象経費の8/10以内) | 市内で飲食店を営んでいる中小企業者(含む個人事業主) | ・施工業者は市内事業者とする ・補助事業が完了した日から起算して30日以内、又は令和3年2月26日の | 平戸市 商工新産業班へ問合せ (担当: 森、近藤氏) Tel.0950-22-9141 | | 平戸市 商工新産業班 (担当: 森、近藤氏) Tel.0950-22-9141 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|---|--|---|---|
| 市 | ① | 平戸市飲食店衛生向上トイレ改修支援事業補助金 (飲食業・飲食店舗のオーナー) | ・合併浄化槽を同時設置する場合は対象経費の9/10以内となるが、限度額は1店舗あたり100万円 ※補助対象経費の合計額が30万円に満たない場合は補助対象外 | ・市内の飲食店舗を所有している中小企業者(含む個人事業主) (補助対象経費) (1)改修工事費(含む付帯設備改修工事) (2)機械装置の購入に要する経費(除く中古品) (3)機械装置等の整備・据付、運搬に不可欠な経費 | いずれか早い期日までに実績報告を行なうこと | 平戸市ホームページより申請書がダウンロードできます | 平戸市ホームページより申請書がダウンロードできます | |
| | ① | 持続化補助金 (コロナ特別対応型) 終了 | 補助上限額：100万円 *共同申請など一部上限引上げあり 補助率 2/3 | 小規模事業者 | ・持続化補助金一般型の要件に加え、補助対象経費の6分の1以上が以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等 A：サプライチェーンの毀損への対応 B：非対面型ビジネスモデルへの転換 C：テレワーク環境の整備 | ・郵送 ・電子申請（現在準備中） | ・申請受付 第1回 令和2年5月1日～令和2年5月15日 第2回 令和2年 *郵送：当日消印有効 | ・持続化補助金（コロナ型）ホームページ https://r2.jizokukahojokin.info/corona/ ・申請郵送先：持続化補助金事務局（日本商工会議所） 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 電話番号 03-6447-5485 |
| | ② | 特別定額給付金 終了 | 世帯構成員1人につき10万円 | 給付対象者の属する世帯の世帯主の住民基本台帳上の世帯主 | ・基準日（令和2年4月27日）に、平戸市の住民基本台帳に記録されている者 | ・平戸市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入。 ・振込先口座通帳の表紙の裏面、本人確認書類（免許証、保険証など）の写しを市役所に郵送。 ・世帯主の方がマイナンバーカードをお持ちの場合、オンラインでの申請が可能 | ・申請受付期間 令和2年5月8日（金）～令和2年8月7日（金）まで ・支給 5月13日（水）から順次振込処理を行なう。 | ・平戸市役所特別定額給付金担当窓口 電話番号 0950-22-9106 ・オンライン申請の場合 内閣府マイナンバーホームページ https://myna.go.jp ・スマートフォン、タブレットでご利用の方はQRコードを利用 |
| 国 | ① | 休業要請協力金 終了 | 1事業者あたり30万円 ※店舗数にかかわらず一律30万円の支給 | 【対象者】 県の要請に応じて、休業や営業時間の短縮に協力した中小企業・個人事業主 (別途：休業要請対象一覧あり) 【対象期間】 令和2年4月25日～5月6日 | ・休業要請 令和2年4月25日（土）から5月6日（水）の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、休業を行うこと。但し、要請期間中休業できなかった日があった場合、その理由がやむを得ないと認められる場合には支給の対象となることがある。 ・営業時間短縮 飲食店等の食事提供施設については、要請に応じて朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時まで）場合又は終日休業する場合は支給の対象となる。 ※通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合には対象外。 | ・申請書は長崎県庁のHPよりをダウンロードか、会議所・市役所の窓口で受け取る。 ・申請書類に記入して「簡易書留」や「レターパック」で郵送するか、ウェブ申請でおこなう。 ※ウェブ申請は5月20日（水）から運用開始予定。 ・申請書類等 県指定の様式（申請書他3部） ・添付書類 2019の確定申告書の第一表（表面）、休業を証明するチラシ・写真、通帳、本人を確認できる運転免許証の写しなど。 | ・申請受付期間 令和2年5月11日（月）～令和2年6月19日（金）まで ・通知、支給の決定等 申請書類を受理後、受付番号を記入した受付通知が送付され、審査の結果、決定したときには給付金が支払われる。 ※休業を証する資料がない（写真を撮り忘れた）場合は、休業したことが間違いない旨を記載した書類（自筆・記名捺印）を提出。 | ・長崎県休業要請協力金申請受付センター（コールセンター） 電話番号 095-824-5185 受付時間 9：00～17：00（土・日も開設） ・コールセンターが繋がりにくい場合 長崎県休業要請協力金事務局 電話番号 095-895-2615 ・申請書類郵送先 〒850-8799 長崎中央郵便局私書箱115号 長崎県休業要請協力金受付センター宛て *県や市町の窓口での受付はしていない。 |
| 県 | ① | 休業要請協力金 終了 | 1事業者あたり30万円 ※店舗数にかかわらず一律30万円の支給 | 【対象者】 県の要請に応じて、休業や営業時間の短縮に協力した中小企業・個人事業主 (別途：休業要請対象一覧あり) 【対象期間】 令和2年4月25日～5月6日 | ・休業要請 令和2年4月25日（土）から5月6日（水）の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、休業を行うこと。但し、要請期間中休業できなかった日があった場合、その理由がやむを得ないと認められる場合には支給の対象となることがある。 ・営業時間短縮 飲食店等の食事提供施設については、要請に応じて朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時まで）場合又は終日休業する場合は支給の対象となる。 ※通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合には対象外。 | ・申請書は長崎県庁のHPよりをダウンロードか、会議所・市役所の窓口で受け取る。 ・申請書類に記入して「簡易書留」や「レターパック」で郵送するか、ウェブ申請でおこなう。 ※ウェブ申請は5月20日（水）から運用開始予定。 ・申請書類等 県指定の様式（申請書他3部） ・添付書類 2019の確定申告書の第一表（表面）、休業を証明するチラシ・写真、通帳、本人を確認できる運転免許証の写しなど。 | ・申請受付期間 令和2年5月11日（月）～令和2年6月19日（金）まで ・通知、支給の決定等 申請書類を受理後、受付番号を記入した受付通知が送付され、審査の結果、決定したときには給付金が支払われる。 ※休業を証する資料がない（写真を撮り忘れた）場合は、休業したことが間違いない旨を記載した書類（自筆・記名捺印）を提出。 | ・長崎県休業要請協力金申請受付センター（コールセンター） 電話番号 095-824-5185 受付時間 9：00～17：00（土・日も開設） ・コールセンターが繋がりにくい場合 長崎県休業要請協力金事務局 電話番号 095-895-2615 ・申請書類郵送先 〒850-8799 長崎中央郵便局私書箱115号 長崎県休業要請協力金受付センター宛て *県や市町の窓口での受付はしていない。 |

| 所管 | 種別 | 給付額（支給額） | 対象者及び対象期間 | 主な要件 | 申請・手続方法 | スケジュール | 問合せ先およびHP |
|----|----|--|---|---|---|--|--|
| | | 給付上限30万円 【計算方法】 前年同月との売上減額分×3ヶ月分×0.5 | 【対象者】 製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業 (該当する会員名簿一) | ・申請日時時点で対象業種を3ヶ月以上営んでおり、今後も継続する事業者。 ・2020年3月～5月の任意の1ヶ月の対象業種の売上が前年同月に比して20%以上 | ・平戸市ホームページより申請書をダウンロード。 ・当所会員の対象事業者には申請書を配布又は郵送済み。 | ・申請受付期間 令和2年5月8日（金）～令和2年6月30日（火）まで ・支給 | ・平戸市商工物産課 電話番号 0950-22-9141 ・申請書郵送先 〒859-5121 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|--|--|------------------------------|---|
| 市 | ① | 事業者支援給付金 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 20px;"> 終了 </div> | | 覧あり) ※宿泊業等は別途支援 給付あり (観光課対応) ※重複の給付は無い 【対象期間】 令和2年3月～5月 | 減少していること。 ・1年未満の事業者は別途要件 ・市税等の滞納がないこと。 | ・申請は1回のみ ・支援機関(商工会議所、商工会、税 理士、市内銀行・漁協)からの証明が ある場合は、対象業種の売上高の実績 が分かる書類(決算書、残高証明書、 売上台帳等)の写しは不要 | 受付日翌日から起算して7日を 目途として支給予定。 | 平戸市岩の上町1508-3 平戸市商工物産課あて ・提出窓口・時間 平戸文化センター、平戸市商工物産 課、各支所等 8:30～17:15 文化センター 9:00～17:00 |
|---|---|---|--|---|--|--|------------------------------|---|

